

釜石市放課後児童クラブ運営業務委託  
プロポーザル実施要領

令和6年12月

釜石市 保健福祉部 こども家庭課

## 1. 目的

この要領は、釜石市放課後児童健全育成事業（以下、「児童クラブ」という。）の運営管理業務について、実績のある事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受けることが可能な公募型プロポーザル方式により、児童クラブの意義や役割を理解し、より充実したサービスを提供するとともに、児童の健全な育成を図ることができる事業者の選定を行う。

## 2. 一般事項

- (1) 名 称 釜石市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル
- (2) 主 催 者 釜石市
- (3) 趣 旨 当該業務に係る業務契約候補者の選定に必要な提案書の提出を求める。
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式とし、主催者が別に定める審査会で選定する。
- (5) 事 務 局 釜石市 保健福祉部 こども家庭課  
〒026-0025 岩手県釜石市大渡町 3-15-26  
TEL 0193-22-5121（担当 浦城）  
FAX 0193-22-6375  
E-mail uraki2069@city.kamaishi.iwate.jp
- (6) 公表方法 本委託事業に関する要領等の資料は、釜石市のホームページからダウンロードすること。  
URL <https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2024120600016/>
- (7) 公表書類 プロポーザル実施要領、仕様書、関係書類 ほか

## 3. 審査・選定

業務契約候補者の審査・選定は以下の方法で行う。

### (1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、釜石市放課後児童健全育成事業(釜石学童育成クラブ)業務委託プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）により業務契約候補者等を選定する。その後、業務契約候補者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方合意により当該業務の契約の締結予定者を決定する。

### (2) 審査方法

業務提案書、プレゼンテーション及び見積金額等による総合評価方式  
※プロポーザル参加者が1業者である場合においても、上記方式による評価を行うものとする。なお、選定の結果、提案が一定の基準に満たないと判断されたときは、委託予定事業者の選定を行わないこともある。

### (3) プレゼンテーション要領

プレゼンテーションは、次の要領で参加事業者ごとに実施する。

#### ① 参加人数

プレゼンテーションへの参加人数は、業務提案書の内容を熟知している3名までとする。

#### ② 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書により通知する。

#### ③ 実施時間

1参加事業者当たり「プレゼンテーション15分」「ヒアリング10分」として実施する。また、準備・撤収に係る時間は含まない。

#### ④ 実施方法

自由形式とする。希望する参加事業者は、パワーポイント等を用いて行うことができる。また、プロジェクター及びスクリーンについては、当市において準備をする。

### (4) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
運営に対する考え方について	①放課後児童クラブを運営するにあたっての基本方針 ②児童の健全育成についての考え方・取組みについて	10点
放課後児童クラブ運営業務の実績について	①放課後児童クラブ運営業務の実績数 ②業務を受託する際の信頼性、確実性について	15点
管理運営等について	①職員体制（配置数、支援員、補助員等） ②勤務体制（通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制） ③職員の人材確保及び育成について（人材の育成方法、研修体制、バックアップ体制） ④個人情報保護について ⑤苦情解決及び苦情処理体制	20点
事業内容について	①児童の発達に応じた事業内容や活動について ②配慮を要する児童への支援について ③小学校や市との連携、協力について ④保護者や児童の意見を反映していく体	25点

	制について ⑤地域との連携について	
安全対策及び危機管理体制について	①児童の健康管理に関する取組みについて ②事故の防止や安全対策について ③防災対策及び災害時の対応と体制について ④不審者等の緊急時に対応と体制について ⑤施設の衛生管理について	10 点
見積書	①仕様内容、提案内容との整合性 (最安提案額 ÷ 提案額) × (配点)	20 点

※審査会の委員 1 名当たりの配点。

(5) 審査結果等の発表

審査結果等については、令和 7 年 1 月 29 日(水)頃に提案者へ通知するほか、事務局にて公表する。

(6) 審査会

ア 名 称 釜石市放課後児童健全育成事業（釜石学童育成クラブ）業務委託  
プロポーザル審査委員会

イ 審査委員 5 人

#### 4. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続き開始決定がなされていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 「釜石市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (5) 児童期の保育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員・職員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (6) 放課後児童クラブの意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (7) 3 年以内に自治体から指名停止の措置を受けていない者であること。

（基準日 令和 6 年 12 月 1 日）

## 5. 手 続 等

### (1) 参加申込

本プロポーザルに参加を申込する者は、別添「提出書類作成要領」に従い、「参加申込書（兼参加資格誓約書）」（様式第1号）を作成すること。

ア 提出場所 事務局

イ 期 間 令和6年12月25日（水）から令和7年1月10日（金）正午まで

ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る）ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

エ 結果通知 令和7年1月15日（水）までに参加資格結果について通知を郵送する。

### (2) 質疑応答

本プロポーザルの参加申込書及び提出書類等についての質問は、「質問書」（様式2号）により提出すること。

ア 提出場所 事務局

イ 期 間 令和6年12月25日（水）から令和7年1月10日（金）正午まで

ウ 提出方法 電子メールにより提出することとし、必ず電話にて受信確認を行うこととする。ただし、本市は電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

エ 回 答 令和7年1月15日（水）まで釜石市のホームページにより公表する。なお、質問事項の内容により回答できない場合がある。

### (3) 提案書等

本プロポーザルの提案者は、別添「提出書類作成要領」に従い、提案書（様式第3号）及び見積書（様式第4号）を提出すること。

ア 提出場所 事務局

イ 期 間 令和6年12月25日（水）から令和7年1月17日（金）正午迄

ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る）ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

エ 提 案 数 1事業者につき1提案とする。

オ 提出部数等 別添「提出書類作成要領」のとおり。

## 6. 業務契約者の決定、業務開始までの日程

公告	令和6年12月25日
質問書の受付	令和6年12月25日～令和7年1月10日正午迄
質問書の回答	令和7年1月15日
参加申込書の受付期間	令和6年12月25日～令和7年1月10日正午迄
参加申込結果の通知	令和7年1月15日
提案書の受付期間	令和6年12月25日～令和7年1月17日正午迄
業務提案書プレゼンテーション	令和7年1月22日
業務契約候補者の決定通知	令和7年1月29日
業務契約候補者との協議・調整	令和7年1月下旬
契約の締結（予定）	令和7年2月上旬
運営開始	令和7年4月1日

※日程については変更となる場合がある。

## 7. 運営業務委託

### (1) 運営業務委託契約

「3. 審査・選定」による業務契約候補者と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）する。業務契約候補者との契約が成立しない場合は、次点以降の提案者と順次交渉を行う。

### (2) 業務概要

ア 業務名 釜石放課後児童クラブ運営業務委託

イ 履行場所 釜石学童育成クラブ

（詳細については業務委託仕様書のとおり）

ウ 業務内容 放課後児童クラブの運営業務等

（業務委託仕様書のとおり）

エ 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 業務委託料にかかる消費税について

本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当するため、業務委託料は非課税とする。

## 8. 著作権及び提出図書等の取扱い

### (1) 著作権

提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。

### (2) 提案書等の取扱い

市は本プロポーザルに関する公表及びその他市が必要と認めるときに、提案書が無償で使用できるものとする。

## 9. 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

## 10. 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。
  - ア 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。
  - ウ この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接、間接を問わず求めた場合。
  - エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合
  - オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合。
  - カ その他主催者または審査会が不適格と認める場合。
- (2) 提案者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領や関連仕様書その他この契約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。
- (3) 事務局が受理した提出書類の差し替え、修正、再提出は認めない。

## 11. その他

- (1) 市は、8. (2)を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。

ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、釜石市情報公開条例（昭和 63 年条例第 22 号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (2) 市は、業務契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (5) 提案者は、本プロポーザルで知り得た情報等を、事務局の許可なく第三者へ提供してはならない。